

藤沢市住宅マスタープラン策定業務の進捗状況について

藤沢市住宅マスタープランにつきましては、平成29年度、平成30年度の2カ年において、国の住生活基本計画に基づき策定するものです。

このたび、現況の把握、課題の整理、方向性の検討を行い「藤沢市住宅マスタープラン（中間報告）」をとりまとめましたので報告いたします。

なお、平成30年度においては、市民、関係団体、有識者等で構成する（仮称）住宅政策懇談会を設置し、この中間報告をもとに、本市の住宅政策のあり方や施策の考え方について、市民的、専門的な見地から意見・提案を受け、計画に反映し「藤沢市住宅マスタープラン」を策定いたします。

1 藤沢市住宅マスタープランとは

「藤沢市住宅マスタープラン」は、「藤沢市都市マスタープラン」の分野別計画として位置づけ、概ね20年後を見据えた長期展望に立ち、平成30年度から平成39年度までの10年間ににおける住宅政策の基本的な方針、目標、施策展開を定めます。

2 これまでの取組

○平成29年度

- ・藤沢市住宅マスタープラン策定庁内検討委員会の設置（6月）

委員会の開催：5回（6月～12月）

委員会の構成：9部16課

（企画政策部企画政策課、防災安全部危機管理課、市民自治部市民自治推進課、福祉健康部福祉健康総務課・介護保険課・地域包括ケアシステム推進室・障がい福祉課・生活援護課、子ども青少年部子育て企画課、環境部環境総務課、経済部産業労働課、消防局予防課、計画建築部建設総務課・都市計画課・建築指導課・住宅政策課）

- ・3名の大学教授へヒアリングを実施（8月、12月）
- ・神奈川県担当部局、神奈川県住宅供給公社へヒアリングを実施（7月、11月）
- ・公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会へヒアリングを実施（8月）
- ・ココファンSST藤沢の施設を視察、また株式会社学研ココファンへヒアリングを実施（10月）
- ・無作為抽出による市民意識調査アンケートの実施（8月～9月）
- ・庁内検討委員会の開催、市民・関係団体へヒアリングを実施する予定（2月～3月）

3 藤沢市住宅マスタープラン（中間報告）の構成について

構成は6章立てとなっており、はじめに、「住まい」は人々の暮らしの基礎であることを明記し、住宅政策と福祉政策の連携が重要であるとしています。

第1章では藤沢市住宅マスタープラン策定の背景と目的について、第2章では国や神奈川県及び他自治体の動向について、第3章では藤沢市の現状と動向について調査・分析をし、第4章において課題の整理を行い、第5章では藤沢市住宅マスタープランの理念、将来像、テーマを定めました。将来像とテーマについては確定したのではなく、平成30年度の策定までに更に議論を深めていきます。第6章は各テーマに沿った各課の施策と今後検討していくべき事項について記載しています。

この中間報告は、藤沢市住宅マスタープラン策定に向けての資料となります。

4 今後の取組

○平成30年度

- ・(仮称)住宅政策懇談会の設置と開催(5月～11月に3～4回開催予定)
- ・庁内検討委員会の開催(4月～11月に3～4回開催予定)
- ・関係団体等へのヒアリング実施(4月～9月に随時実施予定)
- ・議会へ素案の報告(9月の予定)
- ・パブリックコメントの実施(10月頃の予定)
- ・議会へ案の報告(12月の予定)
- ・藤沢市住宅マスタープランの策定(12月末の予定)

※ 資料1 藤沢市住宅マスタープラン策定業務の進捗状況について

※ 資料2 藤沢市住宅マスタープラン（中間報告）

以 上